

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化等により、家族や地域のつながりが希薄化、そのつながりの形も変容し、生活や地域を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。

矢巾町社会福祉協議会は、「たすけあい 笑顔あふれる心の輪 やさしいまちに 夢いっぱい」を基本理念として、第1期矢巾町地域福祉活動計画（平成28年度から33年度）を策定し、地域住民、行政や関係機関と共に、一丸となって地域福祉活動を推進してまいりました。矢巾町が策定した「第2期矢巾町地域福祉計画（令和2年度から5年度）」と整合性を図るため、第1期矢巾町地域福祉活動計画の計画期間を見直し、「第2期矢巾町地域福祉活動計画（令和3年度から6年度）」を策定し、制度の狭間を埋めるきめ細かな地域福祉活動を推進してまいりました。計画の期間は、新型コロナウイルス感染症の拡大時期と重なり、様々な活動の制限がある中、地域でのつながりが見直され、人と人との新たな支え合いが注目され始め、サロンなど居場所づくりを通じた交流やボランティア\*活動の推進、支え合いマップ\*作成など、住民が地域の問題解決のために主体的に取り組む地域福祉活動を積極的に展開することができました。

しかしながら、この間にも少子高齢化は進み、ひとり暮らし高齢者や障がい者、認知症当事者や家族、ひとり親世帯や生活に困窮する世帯など様々な生活課題を抱える人や世帯が増加し、その問題も複雑化・複合化しており、第2期地域福祉活動計画の内容の見直しが必要となっています。誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指して、生きがいつくりや居場所づくりなど必要な支援が行われることが求められます。

特に、矢巾町が取り組む「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体化した「重層的支援体制整備事業」\*を関係機関と共に取り組み、社会福祉協議会の特性を活かした活動を推進します。

国は、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指し、令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行されました。地域福祉活動を推進する上で、誰もが参加できる環境づくりに配慮し、計画を進めてまいります。

本計画は、自立的かつ安定的な運営ができるよう本会の目指すべき方向を示すとともに、矢巾町が策定した「第3期地域福祉計画（令和6年度から9年度）」を受け、地域共生社会の実現に向けて地域住民や関係機関と共に活動を展開していくことを目的に策定するものです。

\*「用語の解説」あり

## 2 計画の位置づけ

### 【地域福祉計画と地域福祉活動計画】

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉\*を推進するために市町村が策定する行政計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域福祉計画の基本理念や基本目標を共有し、社会福祉法第 4 条に掲げる地域福祉の推進を目的とする活動・行動計画です。

このことから、地域福祉を進めるうえで、矢巾町の理念や仕組みを作る計画が「矢巾町地域福祉計画」であり、それを地域住民と共に実現・実行するために中核をなす矢巾町社会福祉協議会が行動のあり方を定める計画が「矢巾町地域福祉活動計画」といえます。

### 【社会福祉法（抜粋）】

(目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 3 計画の基本理念

たすけあい 笑顔あふれる心の輪 やさしいまちに夢いっぱい

第2期地域福祉活動計画から引き続き、矢巾町に暮らす一人一人が、地域の一員として自分たちが暮らす地域の課題について考え、支え・支えられ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会\*の構築を目指します。

第3期地域福祉活動計画では、矢巾町地域福祉計画の基本理念である「やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり」や持続可能な開発目標(SDGs)\*が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現を基に福祉活動を推進していきます。

### 4 計画の基本目標

#### 基本目標1 福祉ニーズ\*と地域課題の把握

民生児童委員\*や福祉団体\*等と連携し、福祉ニーズと地域課題の把握に努めます。

#### 基本目標2 住民参加による地域福祉活動の推進

地域住民の福祉意識の醸成を図り、共に支え合う地域づくりに取り組みます。

#### 基本目標3 福祉教育\*の推進とボランティアの育成

支え合う地域づくりのため、福祉教育の推進とボランティアの育成に取り組めます。

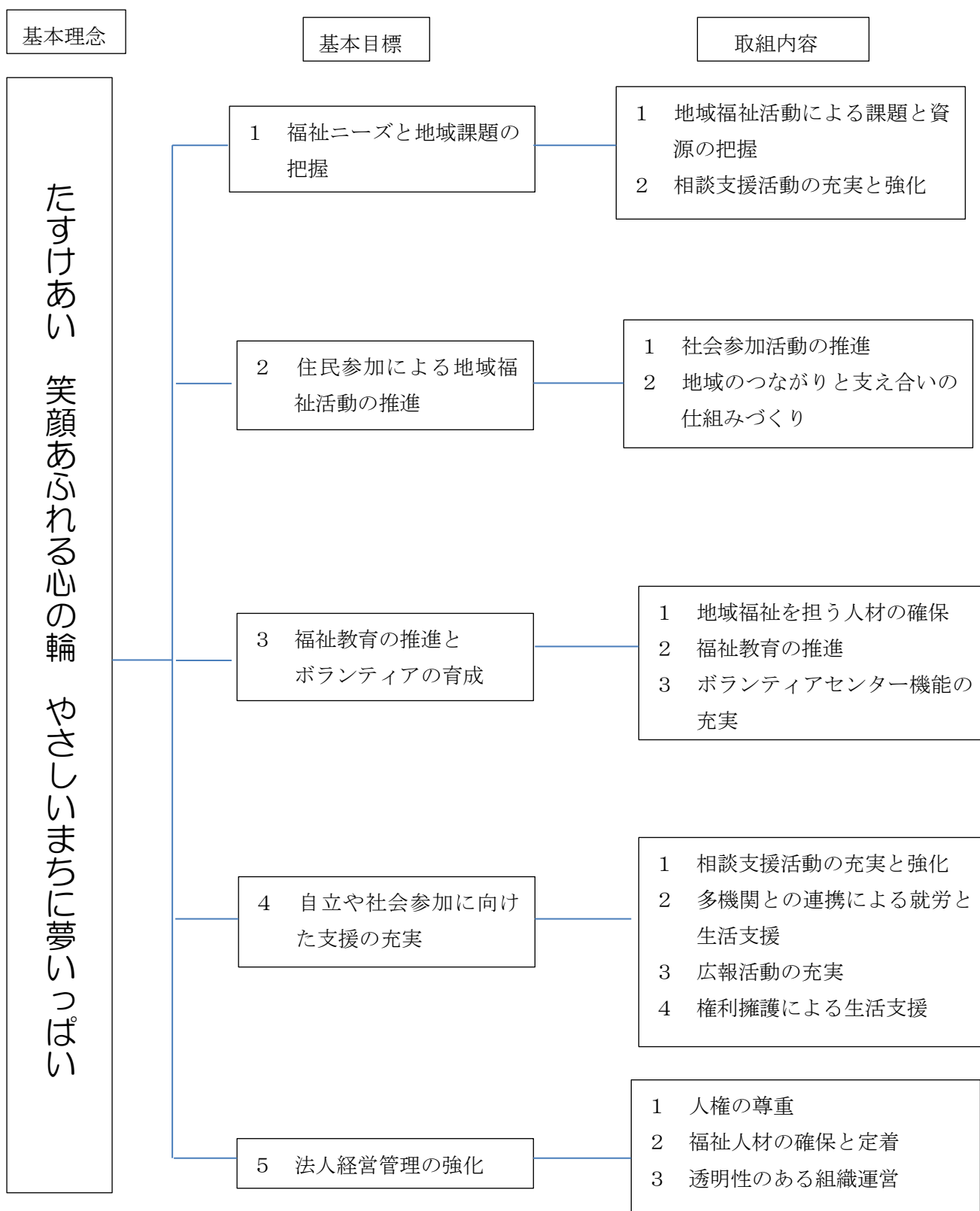
#### 基本目標4 自立や社会参加に向けた支援の充実

経済的に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人の自立や社会参加へ向けた支援体制の充実を図ります。

#### 基本目標5 法人経営管理の強化

社会福祉法人としての基本姿勢を明確にし、経営管理を強化し、公益的、公共的かつ信頼性の高い法人運営を行います。

## 5 計画の体系



## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から10年度の4か年です。ただし、矢巾町総合計画、矢巾町地域福祉計画等との整合性を図るため、関係する法律、制度の改正や社会情勢の変化などにより、新たな福祉課題が明らかになった場合には、状況に対応した取り組みができるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直します。